

転ばぬ先のかから版 vol. 6 平成24年冬号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

あなたは、自転車に乗っているときに歩行者にぶつかりそうになったり、歩いているときに自転車にぶつけられそうになったりして、ヒヤッとした経験はありませんか？通勤通学に自転車を利用する人も多く、身近な存在なので忘れがちですが、自転車は、実は危険と隣り合わせの乗り物です。今回はそんな「自転車事故」について考えてみます。

自転車事故の発生状況

平成22年度の統計ですが、自転車に乗っているときの交通事故件数は年間約15万件で、交通事故全体の20%を占めています。その約80%は自動車との事故なのですが、最近では歩道での事故が多発し、対自転車や対歩行者の事故が全体の約4.3%（約6500件）を占めるようになりました。自転車事故の死傷者数（その20%が16歳から24歳の若者です）は約15万人にものぼり、ひとたび事故が起きれば、自転車や歩行者はからだが出ている分だけ、大怪我や死亡事故につながりやすいのかもしれません。そうなってしまえば、ぶつけた方も、ぶつけられた方も、どちらにとっても悲劇ですね。



自転車事故の責任

自転車は、自動車やオートバイに比べて、事故を起こしたとしても大した責任は負わないと考えていませんか？事故を起こした場合の責任には、刑事上の責任（刑罰）と民事上の責任（損害賠償）とがあり、どちらも重大なものになることがあります。まずは刑事上の責任について、街中でよく見かける違反行為と罰則を列挙します。

- ①信号無視
- ②一時不停止
- ③携帯電話を使用（通話やメール等）しながらの運転
- ④ヘッドフォンで音楽を聴きながらの運転
- ⑤傘を差しながらの片手運転

いずれも、3ヶ月以下の懲役、5万円以下の罰金になる可能性あり。

⑥夜間、無灯火での運転 5万円以下の罰金になる可能性あり。

次に民事上の責任についてですが、損害賠償の額が数千万円にも上ってしまうケースがあるにも関わらず、自転車は自動車と違って必ず保険に入らなければならないということにはなっていません。実際、日本交通管理技術協会が交付する「TSマーク（※下記参照）」に伴う自転車保険の加入率も2%ほどだそうです。ただ、この保険は賠償限度額が2千万円と少なく、有効期限も整備（点検）後1年と短いので、補償内容としては心許ないものです。損害保険各社で取り扱っている個人賠償責任保険（自動車保険や火災保険の特約として付保することができます）や傷害保険などを検討することも大切なことかもしれません。自分のからだや事故の相手方の体や財産への配慮は自転車に乗る者の義務と言っても良いかもしれません。

※TS（TRAFFIC SAFETYの頭文字）マークは、自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法に定める安全な普通自転車として確認した場合に貼付が認められるマークで、障害・賠償責任保険が付帯されます。

交通法規を守ろう

これだけの重い責任を負う自転車事故。交通ルールを守り事故を起こさないことが、あなたをトラブルから守ることになります。自転車はとても便利な乗り物です。交通ルールをきちんと守り、これからも自動車、歩行者との共存を図りながら、上手に使いこなしましょう。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



《活動実績》

平成19年度：5校で開催	平成21年度：18校で開催
平成20年度：5校で開催	平成22年度：17校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666